

【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年4月1日より

○個室…1日あたり

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護給付サービス	①施設利用料	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算	12 単位					
	③看護体制加算 (Ⅲ)	12 単位					
	④看護体制加算 (Ⅳ)	23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位					
	該当者のみ (詳細は別紙を参照)	⑦送迎加算	184 単位/1 回				
		⑧医療連携強化加算	58 単位/1 日				
		⑨緊急短期入所受入加算	90 単位/1 日… (入所日から起算して7日 (やむを得ない事情がある場合は14日) を限度)				
		⑩療養食加算	8 単位/1 食 (1日に3回を限度)				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/1 日 (7日間を限度)				
		⑫若年性認知症利用者受入加算	120 単位/1 日				
		⑬在宅中重度者受入加算	413 単位/1 日				
		⑭看取り関係体制加算	64 単位/1 日				
	⑮長期利用減算	-30 単位/1 日					
	⑯介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記 (①~⑮までの合計) の 8.3%					
	⑰介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	上記 (①~⑮までの合計) の 2.7%					
	⑱介護職員等ベースアップ等支援加算	上記 (①~⑮までの合計) の 1.6%					
介護給付外サービス	⑲食費	第1段階	300 円				
		第2段階	600 円				
		第3段階①	1000 円				
		第3段階②	1300 円				
		第4段階	1700 円				
	⑳滞在費	第1段階	320 円				
		第2段階	420 円				
		第3段階①	820 円				
		第3段階②	820 円				
		第4段階	1171 円				
自己負担合計金額 (⑩~⑰及び⑲⑳の合計)×10.83 ×0.1又は0.2又は0.3+⑳+㉑	第1段階	負担割合 1割	1459 円	1542 円	1631 円	1716 円	1800 円
	第2段階	負担割合 1割	1859 円	1942 円	2031 円	2116 円	2200 円
	第3段階①	負担割合 1割	2659 円	2742 円	2831 円	2916 円	3000 円
	第3段階②	負担割合 1割	2959 円	3042 円	3131 円	3216 円	3300 円
	第4段階	負担割合 1割	3710 円	3793 円	3882 円	3967 円	4051 円
		負担割合 2割	4548 円	4715 円	4892 円	5063 円	5230 円
		負担割合 3割	5386 円	5636 円	5903 円	6159 円	6409 円

【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年4月1日より

○多床室 (2,3,4人室) …1日あたり

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算	12 単位					
	③看護体制加算 (Ⅲ)	12 単位					
	④看護体制加算 (Ⅳ)	23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位					
	該当者のみ (詳細は別紙を参照)	⑦送迎加算	184 単位/1回				
		⑧医療連携強化加算	58 単位/1日				
		⑨緊急短期入所受入加算	90 単位/1日… (入所日から起算して7日 (やむを得ない事情がある場合は14日) を限度)				
		⑩療養食加算	8 単位/1食 (1日に3回を限度)				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/1日 (7日間を限度)				
		⑫若年性認知症利用者受入加算	120 単位/1日				
		⑬在宅中重度者受入加算	413 単位/1日				
		⑭看取り連携体制加算	64 単位/1日				
	⑮長期利用減算	-30 単位/1日					
	⑯介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記 (①~⑮までの合計) の 8.3%					
	⑰介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	上記 (①~⑮までの合計) の 2.7%					
	⑱介護職員等ベースアップ等支援加算	上記 (①~⑮までの合計) の 1.6%					
介護給付外サービス	⑲食費	第1段階	300 円				
		第2段階	600 円				
		第3段階①	1000 円				
		第3段階②	1300 円				
		第4段階	1700 円				
	⑳滞在費	第1段階	0 円				
		第2段階	370 円				
		第3段階①	370 円				
		第3段階②	370 円				
		第4段階	855 円				
自己負担合計金額 (⑩~⑱及び⑳) ⑳の合計)×10.83) ×0.1又は0.2又は 0.3+⑳+㉑	第1段階	負担割合 1割	1139 円	1222 円	1311 円	1396 円	1480 円
	第2段階	負担割合 1割	1809 円	1892 円	1981 円	2066 円	2150 円
	第3段階①	負担割合 1割	2209 円	2292 円	2381 円	2466 円	2550 円
	第3段階②	負担割合 1割	2509 円	2592 円	2681 円	2766 円	2850 円
	第4段階	負担割合 1割	3394 円	3477 円	3566 円	3651 円	3735 円
負担割合 2割		4232 円	4399 円	4576 円	4747 円	4914 円	
負担割合 3割		5070 円	5320 円	5587 円	5843 円	6093 円	

## 短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算 (①～⑥、及び⑯⑰⑱) を合計して計算をしています。

$$\text{自己負担合計金額} = \{ (\text{①} \sim \text{⑥} + \text{⑯} \text{⑰} \text{⑱}) \times 10.83 \} \times \boxed{0.1 \text{ (1 割負担分)}} + \text{⑲} + \text{⑳}$$

※個別の対応が必要となる⑦～⑮の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

$$\text{自己負担合計金額} = \{ (\text{①} \sim \text{⑥} + \boxed{\text{必要に応じ⑦} \sim \text{⑮}} + \text{⑯} \text{⑰} \text{⑱}) \times 10.83 \} \times \boxed{0.1 \text{ (1 割負担分)}} + \text{⑲} + \text{⑳}$$

※介護職員処遇改善加算 8.3%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※介護職員等特定処遇改善加算 2.3%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※介護職員等ベースアップ等加算 1.6%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83 (円) を乗じ、1 円未満を切り捨てにします。

その為、(料金表の金額×日数分) での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は 1 日の料金の目安であるご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第 4 段階に該当される場合、合計所得金額によって 2 割又は 3 割負担になる場合もございます。

### ◎該当される方に算定をする加算について

#### ⑦送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

#### ⑧医療連携強化加算

急変の予測や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合に算定致します。

\*算定に該当される状態

- 喀痰吸引を実施している状態
- 褥瘡に対する治療を実施している状態
- 胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- 気管切開が行われている状態
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

#### ⑨緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた方に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に 7 日を限度として算定します。

\*利用者の日常生活の世話をを行う家族の疾病等、やむを得ない事情がある場合は 14 日

#### ⑩療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。(1 日に 3 回を限度)

#### ⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。(7 日間を限度)

#### ⑫若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。

⑬在宅中重度者受入加算

自宅に訪問している訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に算定します。

⑭看取り関係体制加算

看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度として、1 日につき 64 単位を算定します。

⑮長期利用減算

連続して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護の利用している利用者に、短期入所生活介護を提供した場合、減算します。

【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年6月1日より

○個室…1日あたり

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料		603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算		12 単位					
	③看護体制加算 (Ⅲ)		12 単位					
	④看護体制加算 (Ⅳ)		23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算 (Ⅲ)		15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 単位					
	該 当 者 の み ( 詳 細 は 別 紙 を 参 照 )	⑦送迎加算		184 単位/1 回				
		⑧医療連携強化加算		58 単位/1 日				
		⑨緊急短期入所受入加算		90 単位/1 日… (入所日から起算して7日 (やむを得ない事情がある場合は14日) を限度)				
		⑩療養食加算		8 単位/1 食 (1日に3回を限度)				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/1 日 (7日間を限度)				
		⑫若年性認知症利用者受入加算		120 単位/1 日				
		⑬在宅中重度者受入加算		413 単位/1 日				
		⑭看取り関係体制加算		64 単位/1 日				
		⑮長期利用減算		-30 単位/1 日				
	⑯介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		上記 (①～⑮までの合計) の 14.0%					
介護給付外サービス	⑰食費	第1段階	300 円					
		第2段階	600 円					
		第3段階①	1000 円					
		第3段階②	1300 円					
		第4段階	1700 円					
	⑱滞在費	第1段階	320 円					
		第2段階	420 円					
		第3段階①	820 円					
		第3段階②	820 円					
		第4段階	1171 円					
自己負担合計金額(⑩～⑳及び㉑の合計)×10.83)×0.1又は0.2又は0.3+㉒+㉓	第1段階	負担割合 1割	1468 円	1554 円	1644 円	1730 円	1816 円	
	第2段階	負担割合 1割	1868 円	1954 円	2044 円	2130 円	2216 円	
	第3段階①	負担割合 1割	2668 円	2754 円	2844 円	2930 円	3016 円	
	第3段階②	負担割合 1割	2968 円	3054 円	3144 円	3230 円	3316 円	
	第4段階	負担割合 1割	3719 円	3805 円	3895 円	3981 円	4067 円	
		負担割合 2割	4567 円	4738 円	4918 円	5091 円	5263 円	
		負担割合 3割	5415 円	5672 円	5942 円	6201 円	6458 円	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月で終了致しました。

【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年6月1日より

○多床室（2,3,4人室）…1日あたり

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料		603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算		12 単位					
	③看護体制加算（Ⅲ）		12 単位					
	④看護体制加算（Ⅳ）		23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算（Ⅲ）		15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22 単位					
	該 当 者 の み （ 詳 細 は 別 紙 を 参 照 ）	⑦送迎加算		184 単位／1回				
		⑧医療連携強化加算		58 単位／1日				
		⑨緊急短期入所受入加算		90 単位／1日…（入所日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）				
		⑩療養食加算		8 単位／1食（1日に3回を限度）				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位／1日（7日間を限度）				
		⑫若年性認知症利用者受入加算		120 単位／1日				
		⑬在宅中重度者受入加算		413 単位／1日				
		⑭看取り連携体制加算		64 単位／1日				
		⑮長期利用減算		-30 単位／1日				
	⑯介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		上記（①～⑮までの合計）の14.0%					
介護給付外サービス	⑰食費	第1段階	300 円					
		第2段階	600 円					
		第3段階①	1000 円					
		第3段階②	1300 円					
		第4段階	1700 円					
	⑱滞在費	第1段階	0 円					
		第2段階	370 円					
		第3段階①	370 円					
		第3段階②	370 円					
		第4段階	855 円					
自己負担合計金額（⑩～⑱及び⑳の合計）×10.83）×0.1又は0.2又は0.3+㉑+㉒	第1段階	負担割合 1割	1148 円	1234 円	1324 円	1410 円	1496 円	
	第2段階	負担割合 1割	1818 円	1904 円	1994 円	2080 円	2166 円	
	第3段階①	負担割合 1割	2218 円	2304 円	2394 円	2480 円	2566 円	
	第3段階②	負担割合 1割	2518 円	2604 円	2694 円	2780 円	2866 円	
	第4段階	負担割合 1割	3403 円	3489 円	3579 円	3665 円	3751 円	
		負担割合 2割	4251 円	4422 円	4602 円	4775 円	4947 円	
		負担割合 3割	5099 円	5356 円	5626 円	5885 円	6142 円	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月で終了致しました。

## 短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算（①～⑥、及び⑮⑯⑰）を合計して計算をしています。

自己負担合計金額＝{(①～⑥+⑮) × 10.83} × 0.1 (1割負担分) + ⑰ + ⑱

※個別の対応が必要となる⑦～⑮の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

自己負担合計金額＝{(①～⑥+必要に応じ⑦～⑮+⑮) × 10.83} × 0.1 (1割負担分) + ⑰ + ⑱

※介護職員等処遇改善加算 14.0%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83 (円) を乗じ、1 円未満を切り捨てにします。

その為、(料金表の金額×日数分)での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は 1 日の料金の目安であるご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第 4 段階に該当される場合、合計所得金額によって 2 割又は 3 割負担になる場合もございます。

### ◎該当される方に算定をする加算について

#### ⑦送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

#### ⑧医療連携強化加算

急変の予測や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合に算定致します。

\*算定に該当される状態

- 喀痰吸引を実施している状態
- 褥瘡に対する治療を実施している状態
- 胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- 気管切開が行われている状態
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

#### ⑨緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた方に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に 7 日を限度として算定します。

\*利用者の日常生活の世話を行う家族の疾病等、やむを得ない事情がある場合は 14 日

#### ⑩療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。(1日に3回を限度)

#### ⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。(7日間を限度)

#### ⑫若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。

#### ⑬在宅中重度者受入加算

自宅に訪問している訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に算定します。

⑭看取り連係体制加算

看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度として、1 日につき 64 単位を算定します。

⑮長期利用減算

連続して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護の利用している利用者に、短期入所生活介護を提供した場合、減算します。



【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年8月1日より

○個室…1日あたり

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護給付サービス	①施設利用料		603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算		12 単位					
	③看護体制加算 (Ⅲ)		12 単位					
	④看護体制加算 (Ⅳ)		23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算 (Ⅲ)		15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 単位					
	該当者のみ (詳細は別紙を参照)	⑦送迎加算		184 単位/1 回				
		⑧医療連携強化加算		58 単位/1 日				
		⑨緊急短期入所受入加算		90 単位/1 日… (入所日から起算して7日 (やむを得ない事情がある場合は14日) を限度)				
		⑩療養食加算		8 単位/1 食 (1日に3回を限度)				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/1 日 (7日間を限度)				
		⑫若年性認知症利用者受入加算		120 単位/1 日				
		⑬在宅中重度者受入加算		413 単位/1 日				
		⑭看取り関係体制加算		64 単位/1 日				
		⑮長期利用減算		-30 単位/1 日				
	⑯介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		上記 (①~⑮までの合計) の 14.0%					
介護給付外サービス	⑰食費	第1段階	300 円					
		第2段階	600 円					
		第3段階①	1000 円					
		第3段階②	1300 円					
		第4段階	1700 円					
	⑱滞在費	第1段階	380 円					
		第2段階	480 円					
		第3段階①	880 円					
		第3段階②	880 円					
		第4段階	1231 円					
自己負担合計金 額(⑩~⑯及び⑰の 合計)×0.83×0.1 又は0.2又は0.3+⑱ +⑲	第1段階	負担割合 1割	1528 円	1614 円	1704 円	1790 円	1876 円	
	第2段階	負担割合 1割	1928 円	2014 円	2104 円	2190 円	2276 円	
	第3段階①	負担割合 1割	2728 円	2814 円	2904 円	2990 円	3076 円	
	第3段階②	負担割合 1割	3028 円	3114 円	3204 円	3290 円	3376 円	
	第4段階	負担割合 1割	3779 円	3865 円	3955 円	4041 円	4127 円	
負担割合 2割		4627 円	4798 円	4978 円	5151 円	5323 円		
負担割合 3割		5475 円	5732 円	6002 円	6261 円	6518 円		

※令和6年8月から、滞在費(居住費)を60円/日引き上げる。

【晴山苑ショートステイサービス 短期入所生活介護別紙料金表】

令和6年8月1日より

○多床室 (2,3,4 人室) …1 日あたり

			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護給付サービス	①施設利用料		603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位	
	②機能訓練体制加算		12 単位					
	③看護体制加算 (Ⅲ)		12 単位					
	④看護体制加算 (Ⅳ)		23 単位					
	⑤夜勤職員配置加算 (Ⅲ)		15 単位					
	⑥サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		22 単位					
	該 当 者 の み ( 詳 細 は 別 紙 を 参 照 )	⑦送迎加算		184 単位/1 回				
		⑧医療連携強化加算		58 単位/1 日				
		⑨緊急短期入所受入加算		90 単位/1 日… (入所日から起算して 7 日 (やむを得ない事情がある場合は 14 日) を限度)				
		⑩療養食加算		8 単位/1 食 (1 日に 3 回を限度)				
		⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/1 日 (7 日間を限度)				
		⑫若年性認知症利用者受入加算		120 単位/1 日				
		⑬在宅中重度者受入加算		413 単位/1 日				
		⑭看取り連携体制加算		64 単位/1 日				
		⑮長期利用減算		-30 単位/1 日				
	⑯介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)			上記 (①~⑮までの合計) の 14.0%				
介護給付外サービス	⑰食費	第 1 段階	300 円					
		第 2 段階	600 円					
		第 3 段階①	1000 円					
		第 3 段階②	1300 円					
		第 4 段階	1700 円					
	⑱滞在費	第 1 段階	0 円					
		第 2 段階	430 円					
		第 3 段階①	430 円					
		第 3 段階②	430 円					
		第 4 段階	915 円					
自己負担合計金額(⑩~⑭及び⑯の合計)×10.83)×0.1又は0.2又は0.3+⑯+⑰	第 1 段階	負担割合 1 割	1148 円	1234 円	1324 円	1410 円	1496 円	
	第 2 段階	負担割合 1 割	1878 円	1964 円	2054 円	2140 円	2226 円	
	第 3 段階①	負担割合 1 割	2278 円	2364 円	2454 円	2540 円	2626 円	
	第 3 段階②	負担割合 1 割	2578 円	2664 円	2754 円	2840 円	2926 円	
	第 4 段階	負担割合 1 割	3463 円	3549 円	3639 円	3725 円	3811 円	
		負担割合 2 割	4311 円	4482 円	4662 円	4835 円	5007 円	
		負担割合 3 割	5159 円	5416 円	5686 円	5945 円	6202 円	

※令和6年8月から、滞在費(居住費)を60円/日引き上げる。

## 短期入所生活介護別紙料金表に関する説明事項

※入所、退所当日の食費につきましては、召し上がった分のみのご請求となります。

負担限度額 1～3 段階の方 …朝食 343 円 昼食 582 円 夕食 520 円

負担限度額 4 段階の方 …朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 600 円

※料金表における自己負担合計金額は、ご利用者全員が対象となる加算（①～⑥、及び⑮⑯⑰）を合計して計算をしています。

自己負担合計金額＝{（①～⑥＋⑮）×10.83}×0.1（1割負担分）＋⑰＋⑱

※個別の対応が必要となる⑦～⑮の加算に該当される方は、以下の計算式となります。

自己負担合計金額＝{（①～⑥＋必要に応じ⑦～⑮）＋⑮}×10.83}×0.1（1割負担分）＋⑰＋⑱

※介護職員等处遇改善加算 14.0%は、1ヶ月間の総単位数に乗じて、単位数を算出します。

※単位数を利用料金として算出する際、10.83（円）を乗じ、1円未満を切り捨てにします。

その為、（料金表の金額×日数分）での計算とは若干の誤差が生じます。

表記の料金は1日の料金の目安であるご理解下さい。

※自己負担額におきまして、第4段階に該当される場合、合計所得金額によって2割又は3割負担になる場合もございます。

### ◎該当される方に算定をする加算について

#### ⑦送迎加算

心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と施設間の送迎をした場合に算定します。

#### ⑧医療連携強化加算

急変の予測や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合に算定致します。

\*算定に該当される状態

- 喀痰吸引を実施している状態
- 褥瘡に対する治療を実施している状態
- 胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- 気管切開が行われている状態
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

#### ⑨緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた方に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します。

\*利用者の日常生活の世話を行う家族の疾病等、やむを得ない事情がある場合は14日

#### ⑩療養食加算

療養食の提供をした場合に算定します。（1日に3回を限度）

#### ⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅生活が困難で緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定します。（7日間を限度）

#### ⑫若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が、ご本人やご家族の希望を踏まえたサービスで、ショートステイを利用された場合に算定します。

#### ⑬在宅中重度者受入加算

自宅に訪問している訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に算定します。

⑭看取り連係体制加算

看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度として、1 日につき 64 単位を算定します。

⑮長期利用減算

連続して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護の利用している利用者に、短期入所生活介護を提供した場合、減算します。